



## 議事日程

門真市教育委員会第11回定例会  
平成26年11月28日（金）午後2時  
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第52号	動産の取得の申出について	1
第4	議案第53号	動産の取得の申出について	3
第5	議案第54号	門真市立保育所条例の一部改正の申出について	5
第6	議案第55号	門真市立幼稚園条例の一部改正の申出について	8
第7	議案第56号	平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について	11
第8		諸報告	15

## 議案第52号

### 動産の取得の申出について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、動産の取得を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年11月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

#### 記

- 1 取得する動産 第五中学校の給食棟移動台等
- 2 取得価額 18,014,400円
- 3 取得の相手方 大阪市生野区巽南5丁目4番14号  
株式会社中西製作所 大阪支店  
支店長 西田 繁生

## 参考資料

第五中学校給食棟 主要購入備品一覧表

番号	品名	数量
1	シンク	26台
2	作業台	7台
3	移動台	34台
4	収納庫	22台

予 定 価 格 22,522,536円

取 得 価 額 18,014,400円

落 札 率 79.98%

応 札 業 者 9社

## 議案第53号

### 動産の取得の申出について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、動産の取得を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年11月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

#### 記

- 1 取得する動産 第七中学校の給食棟移動台等
- 2 取得価額 17,928,000円
- 3 取得の相手方 大阪市東淀川区豊里7丁目11番17号  
株式会社アイホー大阪支店  
支店長 金崎 福次郎

## 参考資料

第七中学校給食棟 主要購入備品一覧表

番号	品名	数量
1	シンク	28台
2	作業台	1台
3	移動台	62台
4	収納庫	11台

予定価格 22,411,080円

取得価格 17,928,000円

落札率 80.00%

応札業者 9社

## 議案第54号

### 門真市立保育所条例の一部改正の申出について

門真市立保育所条例（平成元年門真市条例第5号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年11月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

### 提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる区分の児童の利用者負担額の徴収根拠を規定するにつき、本案を提出するものである。

門真市立保育所条例の一部を改正する条例

門真市立保育所条例（平成元年門真市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 略</p> <p><u>(利用者負担)</u></p>	<p>第5条 略</p> <p>_____</p>
<p>第6条 保育所の利用者負担の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第2号の政令で定める額を超えない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p><u>(利用者負担の納付)</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第7条 利用者負担の納付義務者は、児童の保護者とする。</p> <p>2 利用者負担は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p><u>(利用者負担の還付)</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第8条 既納の利用者負担は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><u>(利用者負担の減免)</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 児童が病気又は災害等特別の事情にある場合において必要と認めるとき。</p> <p>(2) 児童の属する世帯の所得状況に応じて必要と認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</p> <p><u>(委任)</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、_____教育委員会規則で定める。</p>

附 則



(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の門真市立保育所条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に保育所が提供した保育に係る利用者負担について適用し、同日前に保育所が実施した保育に係る保育料については、なお従前の例による。

## 議案第55号

### 門真市立幼稚園条例の一部改正の申出について

門真市立幼稚園条例（昭和62年門真市条例第15号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年11月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

#### 提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第19条第1項第1号に掲げる区分の児童の利用者負担額の徴収根拠を規定するにつき、本案を提出するものである。

門真市立幼稚園条例の一部を改正する条例

門真市立幼稚園条例（昭和62年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p style="text-align: center;">(利用者負担等)</p> <p><b>第8条</b> 幼稚園の利用者負担、時間外教育に係る利用料及び通園バス使用料（以下「利用者負担等」という。）の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者負担</td> <td>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号の政令で定める額を超えない範囲内で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&gt; 略</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(利用者負担等の納付)</p> <p><b>第9条</b> 利用者負担等の納付義務者は、園児の保護者とする。</p> <p>2 利用者負担等は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(利用者負担等の還付)</p> <p><b>第10条</b> 既納の利用者負担等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p style="text-align: center;">(利用者負担等の減免)</p> <p><b>第11条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;">(出席停止等)</p> <p><b>第12条</b> 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該園児について一時その</p>	区分	金額	利用者負担	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号の政令で定める額を超えない範囲内で規則で定める額	> 略		<p style="text-align: center;">(保育料等)</p> <p><b>第8条</b> 幼稚園の入園料、保育料、時間外教育に係る利用料及び通園バス使用料（以下「保育料等」という。）の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">入園料</td> <td>園児1人につき 1,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育料</td> <td>園児1人につき月額 10,000円 (年額 120,000円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&gt; 略</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(保育料等の納付)</p> <p><b>第9条</b> 保育料等の納付義務者は、園児の保護者とする。</p> <p>2 保育料等は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(保育料等の還付)</p> <p><b>第10条</b> 既納の保育料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p style="text-align: center;">(保育料等の減免)</p> <p><b>第11条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;">(出席停止等)</p> <p><b>第12条</b> 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該園児について一時その</p>	区分	金額	入園料	園児1人につき 1,500円	保育料	園児1人につき月額 10,000円 (年額 120,000円)	> 略	
区分	金額														
利用者負担	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号の政令で定める額を超えない範囲内で規則で定める額														
> 略															
区分	金額														
入園料	園児1人につき 1,500円														
保育料	園児1人につき月額 10,000円 (年額 120,000円)														
> 略															

改正後	改正前
<p>出席を停止し、又は退園させることができる。</p> <p>(1) 保護者が利用者負担を3月以上滞納したとき。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>出席を停止し、又は退園させることができる。</p> <p>(1) 保護者が保育料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

#### (適用区分)

2 この条例による改正後の門真市立幼稚園条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後に幼稚園が提供した教育に係る利用者負担について適用し、同日前に幼稚園に入園した園児に係る入園料（この条例による改正前の門真市立幼稚園条例第8条に規定する入園料をいう。）及び同日前に幼稚園が提供した教育に係る保育料（同条に規定する保育料をいう。）については、なお従前の例による。

議案第56号

平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について

平成26年度教育費等補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成26年11月28日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成26年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 府支出金 (項) 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育費府補助金	千円 0	千円 240	千円 240	被災幼児就園支援事業費補助金	千円 240	被災幼児就園支援事業費補助金 千円 240

歳出

(款) 民生費 (項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童措置費	千円 0	千円 489	千円 489	償還金利子及び割引料	千円 489	○施策評価対象外事業 助産施設入所事業 489 償還金利子及び割引料 平成25年度児童入所施設措置費等国庫負担金返還金 489
児童通園施設費	6,295	△ 2,321	3,974	負担金補助金及び交付金	△ 2,321	○障がい者(児)福祉推進体制の充実 こども発達支援センター運営事業 △ 2,321 負担金補助及び交付金 負担金 市民プラザ電気料金負担金 △ 2,321

(款) 衛生費

(項) 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
保健衛生 総務費	千円	千円	千円	償還金利子及 び割引料	千円	○子どもや母親の健康 づくりの支援 未熟児養育医療給付 事業 882 償還金利子及び割 引料 未熟児養育医療 給付国庫負担金 返還金 882
	0	882	882		882	

債務負担行為  
追加

事 項	期 間	限 度 額
英語教育活動業務委託（２）	平成26年度	千円
	平成27年度	12,000
テニスコート・青少年運動広場指定管理業務委託	平成26年度	千円
	平成31年度	21,960

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国府 支出金	地方債	その他	
英語教育活動業務委託（２）	千円 12,000	千円 —	千円 —	平成26年度 ） 平成27年度	千円 12,000	千円 0	千円 0	千円 0	千円 12,000
テニスコート・青少年運動広場指定管理業務委託	千円 21,960	千円 —	千円 —	平成26年度 ） 平成31年度	千円 21,960	千円 0	千円 0	千円 0	千円 21,960



諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	門真市文化祭の結果について	牧菌生涯学習課長